

沖縄県介護保険広域連合

第23号

令和5年3月発行

- ◎介護保険料の均一賦課について ◎議会の議決結果等について
- ◎令和3年度 沖縄県介護保険広域連合決算について
- ◎「ひじゃばしだより」始めました ◎サービスの流れ
- ◎介護予防事業の紹介 ◎関係連絡先一覧



北中城村：石平桜小路（いしひらさくらこみち）



沖縄県介護保険広域連合とは？

介護保険財政の運営を安定的に行い、介護サービスの平準化を図るとともに、介護保険の諸課題の解決に取り組んでいる特別地方公共団体です。
沖縄県内の29市町村で構成されています。

沖縄県介護保険広域連合

検索

ホームページも見てね！



広域内人口情報等（令和4年12月末時点） 典拠：住民基本台帳

人口	445,967人
高齢者数（65歳以上）	105,009人
高齢化率	23.5%
認定率（第1号被保険者のみ）	17.4%

令和6年度から「均一賦課（保険料の一本化）」に変わります

介護保険料は、負担の公平の観点から、一つの保険者においては一つの保険料であることが原則です。しかし、広域連合では、地域間で介護保険料が著しく異なっていたため3ランクに分けた介護保険料（不均一賦課）としてきましたが、これは、あくまでも経過的な措置であるため、令和6年度より介護保険料の均一賦課（一本化）を予定しています。

問1：均一となった介護保険料は、いつ決まるのか。

答1：第1号被保険者の介護保険料は、令和6年2月頃に決定する予定となっております。将来の3年分で必要となる介護サービス費と人口を推計して保険料を決めていくために、実際の状況と大きな差が出ないように直近までの数値を用いて計算するためです。

(参考) 1人あたりの介護保険料 (65歳以上)

$$\text{介護保険料} = \frac{\text{介護サービスの費用} \times (\text{令和5年度までは23\%})}{65歳以上の人口}$$

問2：なぜ令和6年度から均一賦課を実施するのか。

答2：広域連合では、地域間で介護保険料の格差があり、住民の負担が違うというのが、設立当初より課題となっていました。年々、介護保険料の差が縮小しているため、本来の介護保険制度として運用していくためです。

(参考) 介護保険料の推移

期 間	ランク1	ランク2	ランク3	ランク1と ランク3の差
第2期 H15～H17	3,217円	4,333円	5,225円	1.62倍
↓				
第8期 R3～R5	6,312円	6,800円	7,506円	1.19倍

沖縄県介護保険広域連合議会の議決結果等について

以下のとおり、議会を開催しました。
議案等の議決結果については、沖縄県介護保険広域連合ホームページよりご覧いただけます。



議 会	予算案	条例案	その他議案	承認	報告
第63回臨時会 (令和4年11月)	1件	1件	1件	0件	0件
第64回定例会 (令和5年2月)	4件	4件	0件	0件	0件

令和4年9月の統一地方選挙に伴い、沖縄県介護保険広域連合議員の改選がありました。詳細につきましては、沖縄県介護保険広域連合ホームページをご確認ください。

令和3年度 沖縄県介護保険広域連合一般会計決算

歳入決算額

科目	決算額
分担金及び負担金	10億8,392万円
使用料及び手数料	296万円
国庫支出金	3億897万円
県支出金	1億6,338万円
繰越金	4,717万円
諸収入	84万円
歳入合計	16億724万円

歳出決算額

科目	決算額
議会費	230万円
総務費	8億9,488万円
諸支出金	6億6,667万円
歳出合計	15億6,385万円

総務費のうち、職員に係る人件費

給料	1億7,250万円
職員手当等	1億383万円
共済費	5,943万円

令和3年度 沖縄県介護保険広域連合特別会計決算

歳入決算額

科目	決算額
保険料	76億7,611万円
分担金及び負担金	45億4,140万円
国庫支出金	86億2,065万円
支払基金交付金	91億9,083万円
県支出金	47億4,789万円
繰入金	7億7,061万円
繰越金	8億6,007万円
諸収入	987万円
歳入合計	364億1,743万円

歳出決算額

科目	決算額
保険給付費	325億6,350万円
地域支援事業費	19億3,182万円
保健福祉事業費	3,127万円
基金積立金	1億2,790万円
諸支出金	6億218万円
歳出合計	352億5,667万円

※1万円未満端数調整

「ひじゃばしだより」始めました

ホームページに電子版広報誌「ひじゃばしだより」を令和4年8月から掲載しています。

記事はホームページより確認できます。



保健師のコラムもあるよ★



サービス利用の流れ①

介護保険のサービスを利用したい場合、

① 相談

市町村の窓口または地域包括支援センターで、希望するサービスや日常生活で困っていることをお伝えください。

相談の結果・・・



- ・介護サービスが必要
 - ・住宅改修が必要
- など



- ・ホームヘルパーによる生活支援が必要
 - ・デイサービスの支援が必要
- など



- ・介護予防に取り組みたい
- など

② 心身の状態等を確認

要介護認定または基本チェックリストを受けます。まだ支援が必要でない方には、一般介護予防事業などを紹介します。

要介護（要支援）認定を受ける

申請



市町村窓口で申請手続きを行う必要があります。

認定調査

認定調査員が、ご自宅等を訪問し、調査を行います。認定調査は、本人及び立会人（ご家族等）の参加が必要です。立会人については、ご本人の状況を把握している方が立ち合うようお願いします。



医師の診察

広域連合の依頼により主治医が主治医意見書を作成します。速やかに認定を行うため、早めの受診または受診が必要か医療機関へご確認ください。

認定

基本チェックリストを受ける

25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定でサービスを利用できます。



※40～64歳（第2号被保険者）の方でも介護保険の対象となる病気（特定疫病）が原因で「要介護認定」を受けた方は介護保険を利用できます。なお、交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外です。



まずは市町村の窓口または地域包括支援センターに相談しましょう。

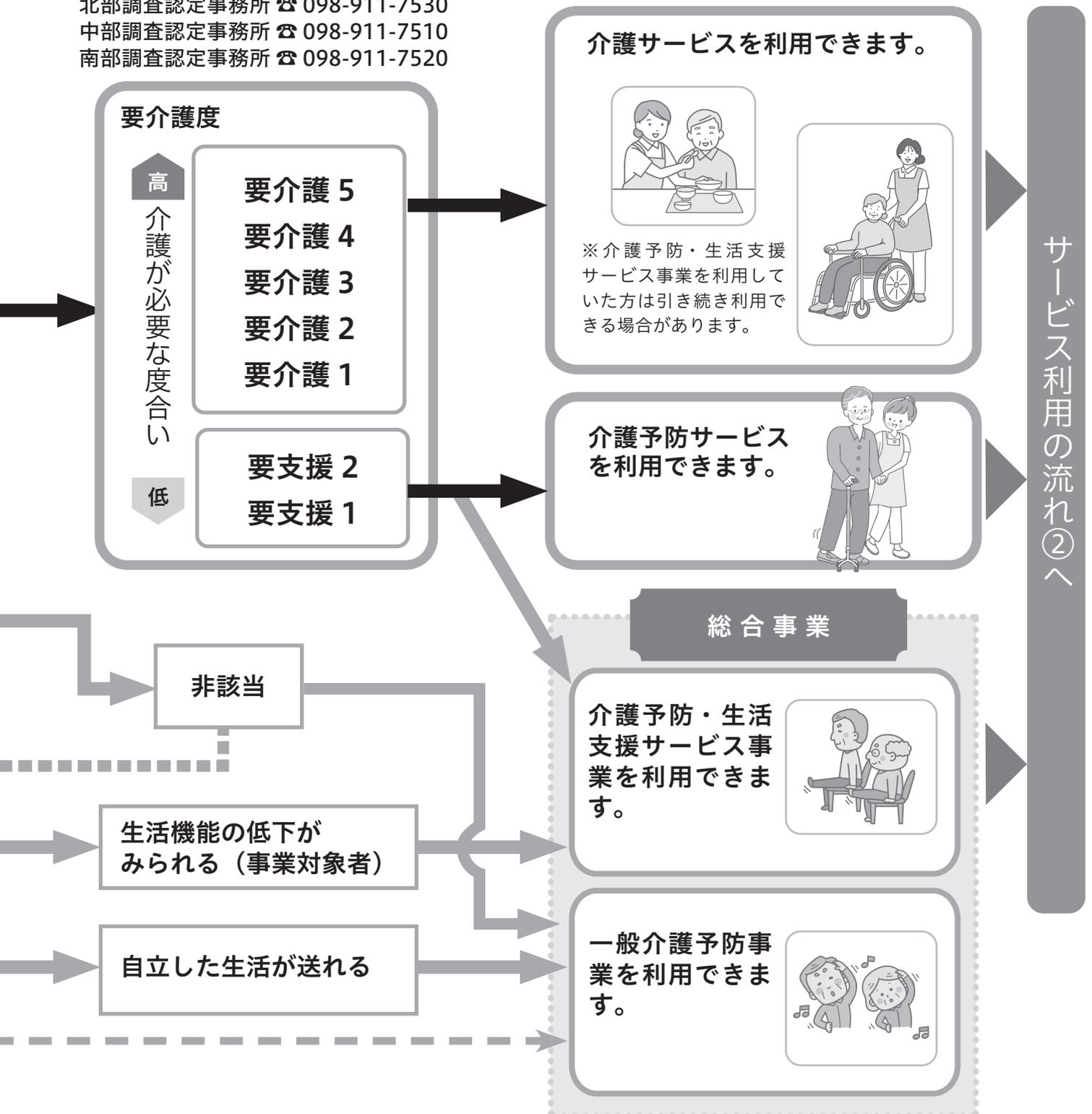
③ 結果の確認

郵送で結果通知が届きます。
認定結果についてご不明な点がございましたら、広域連合の各調査認定事務所へお問い合わせください。

北部調査認定事務所 ☎ 098-911-7530
中部調査認定事務所 ☎ 098-911-7510
南部調査認定事務所 ☎ 098-911-7520

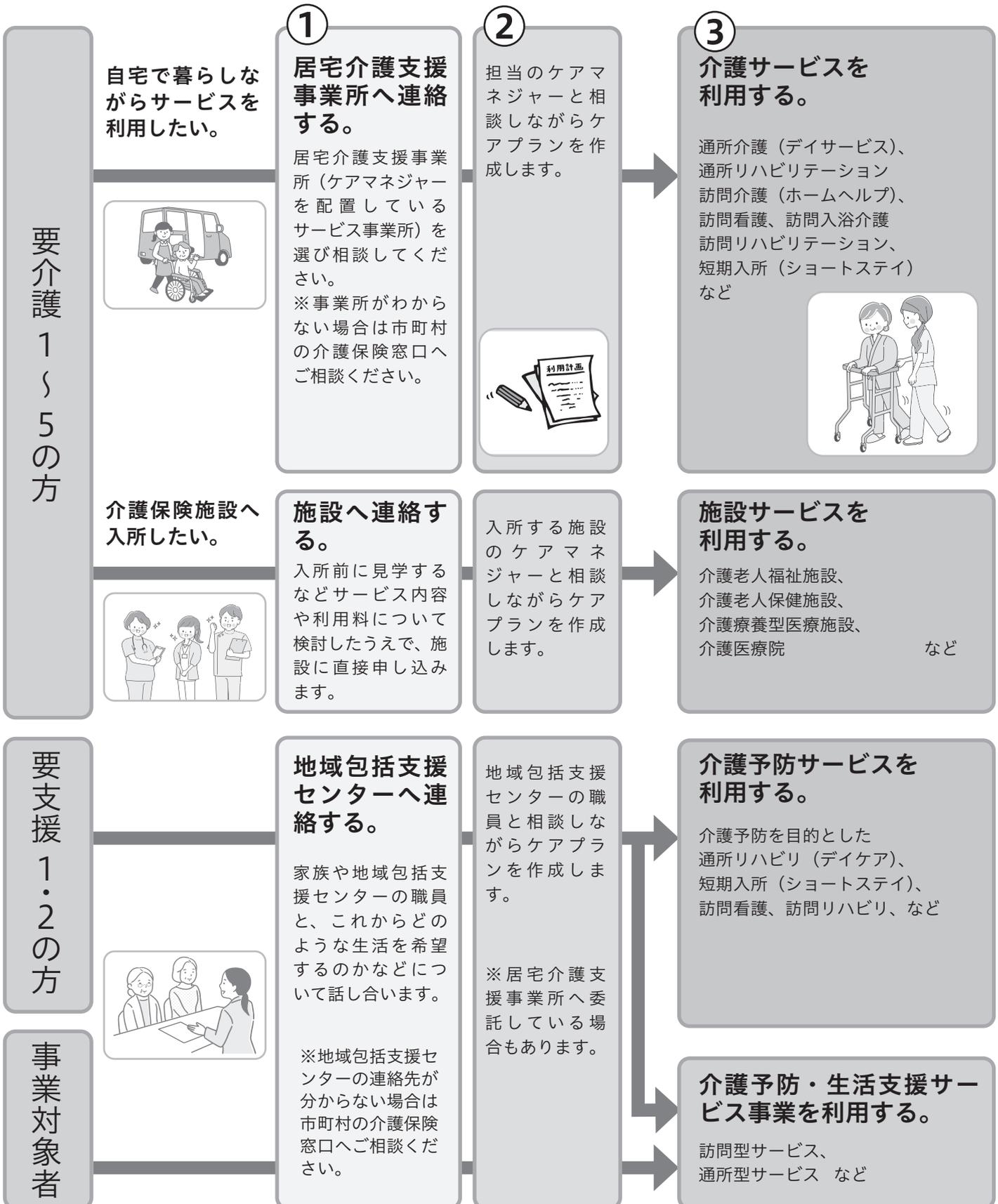
④ 利用できるサービス

必要な支援の度合いによって、利用できるサービスは異なります。一般介護予防事業は、65歳以上のすべての方が利用できます。



サービス利用の流れ②

- ①認定結果通知を受けたら、居宅介護支援事業所、介護保険施設、地域包括支援センターのいずれかへ連絡し、サービスの利用について相談してください。
- ②ケアマネジャー等と相談しながらケアプランを作成します
- ③サービス事業者と契約し、ケアプランにそってサービスを利用します。



関係連絡先一覧

○ 構成市町村介護保険担当課

市町村名	担当課名	電話番号
国頭村	福祉課	0980-41-2765
大宜味村	住民福祉課	0980-44-3003
東村	福祉保健課	0980-43-2202
今帰仁村	福祉保健課	0980-56-4189
本部町	福祉課	0980-47-2165
恩納村	福祉課	098-966-1207
宜野座村	健康福祉課	098-968-3253
金武町	保健福祉課	098-968-5933
伊江村	住民課	0980-49-2002
伊平屋村	住民課	0980-46-2142
伊是名村	住民福祉課	0980-45-2819
読谷村	福祉課	098-982-9209
嘉手納町	福祉課	098-956-1111
北谷町	福祉課	098-936-1234
北中城村	福祉課	098-935-2263

市町村名	担当課名	電話番号
中城村	福祉課	098-895-1738
西原町	福祉課	098-945-4791
豊見城市	障がい長寿課	098-856-4292
八重瀬町	社会福祉課	098-998-9598
南城市	生きがい推進課	098-917-5341
与那原町	福祉課	098-945-1525
久米島町	福祉課	098-985-7124
南風原町	保健福祉課	098-889-4416
渡嘉敷村	民生課	098-987-2322
座間味村	住民課	098-896-4045
粟国村	民生課	098-988-2017
渡名喜村	民生課	098-989-2317
南大東村	福祉民生課	09802-2-2036
北大東村	福祉衛生課	09802-3-4055

○ 沖縄県介護保険広域連合

所在地: 〒904-0398 沖縄県中頭郡読谷村字比謝^{ひじゃばし}55番地 比謝^{ひじゃばし}複合施設2階

総務課	☎ 098-911-7500	予算・議会・統計資料・広報誌・介護保険事業計画・地域支援事業等
業務課（給付係）	☎ 098-911-7501	介護サービスに関すること（サービスの種類・内容・利用料等）
業務課（指導係）	☎ 098-911-7502	介護給付適正化（過誤等）・地域密着型サービス等
会計課	☎ 098-911-7503	介護保険料（納め方・口座振替の手続き）・被保険者証・資格等
認定課	☎ 098-911-7504	要介護認定及び認定結果の通知等

○介護予防事業の紹介

～恩納村～ がんじゅう大学

65歳以上を対象にストレッチやチューブ、ギムニクボール※1を取り入れた体操教室を週1回各区公民館で開催しています。

体操以外にグラウンドゴルフやゲーム、メンタルケア講話や警察署の交通安全講話を取り入れています。

自粛時期は「チャレンジファイル」を配布し自主的に挑戦してもらい「継続の重要性」を啓発しました。

最近教室終了後のゆんたくも盛り上がり、参加者のQOL※2の向上、相互の見守りや生きがいづくりに繋がっています。

※1 ギムニクボールとは、バランスボールの一種

※2 Quality of Life (QOL) = 「生活の質」という意味



～本部町～ 目指せ！健康長寿の本部町

本部町では、「目指せ！健康長寿の本部町」をスローガンに、住民主体で運営する体操サークルのサポーターを担う養成講座を行いました。

講座では、本部町の高齢者の現状や介護保険制度、体操サークルの運営などを学び、実技でフレイル・認知症予防の体操を実施しました。

受講生から早速、自らの地域で「体操サークルを立ち上げたい」と声上がり、立ち上げ支援も始めています。

コロナ禍で活動休止していた地域がいよいよ動き出しました！



～八重瀬町～ 地域で取り組む介護予防

住民主体の「健康体操」

八重瀬町主催の運動サークルサポーター養成講座を受講した皆さんが住民主体の「健康体操」を平成30年に破名城（はなしろ）公民館で立ち上げ、現在も毎週月曜日（祝祭日も実施）に活動しています。

軽度の介護を要する方も参加でき、健康体操のほか民踊や座踊り等を通して楽しく健康づくりを意識したところが破名城公民館の特徴です。

また以前から主体的に活動する習慣があり、住民との信頼関係が強いため、介護予防を目的とした取り組みが継続できていると思います。

